

第2回 名古屋市アジア競技大会招致推進本部会議

次 第

日 時：平成28年7月11日（月）幹部会終了後～

場 所：本庁舎2階 特別会議室

1 開会

2 議題

○アジア競技大会招致に係る課題と主な担当課等について

（配布資料）

- 資 料 1 アジア競技大会招致に係る課題と主な担当課等について（案）
- 参考資料1 名古屋市アジア競技大会招致推進本部の体制について
- 参考資料2 主なスケジュール（7月～9月）について【非公開】
- 参考資料3 アジア競技大会愛知・名古屋招致委員会総会資料
 - 3-1 アジア競技大会愛知・名古屋招致委員会 設立趣意書
 - 3-2 アジア競技大会愛知・名古屋招致委員会規約（案）
 - 3-3 設立当初の役員及び委員等（案）
 - 3-4 アジア競技大会の招致に向けた取組について

アジア競技大会招致に係る課題と主な担当課等について（案）

1 課題と主な担当課

- 先般、7月4日開催の第1回招致推進本部会議において、アジア競技大会の招致に向け、「総括」、「競技会場」、「まちづくり」、「魅力発信」の4分野について、スピード感をもって方針を決定する観点から、関係局長による調整会議を設置するとともに、会議ごとに座長局と副座長局を決定した（「参考資料1」参照）。
- 今般、調整が必要な4分野ごとに、当面（招致まで）の課題と主な担当課を、右に掲げる表のとおりとする。
- なお、表中にない課題が生じた場合は、座長局（◎印）及び副座長局（□印）と総務局が協議し、適切な担当課を加えて検討・対応する。

2 今後の進め方

- 開催構想 ver.2 及び所管事務調査等の観点から、まずは、「総括」、「競技会場」及び「まちづくり」の調整会議を早急に開催する。
- 総括調整会議では、大会開催経費に係る県市負担割合や概算総額の検討を行い、7月下旬開催予定の招致推進本部会議に報告できるよう進める。
- 競技会場及びまちづくり調整会議では、現時点における瑞穂競技場の整備、選手村の整備に係る課題の洗い出し及び検討を行い、8月上旬開催予定の招致推進本部会議に報告できるよう進める。

3 その他

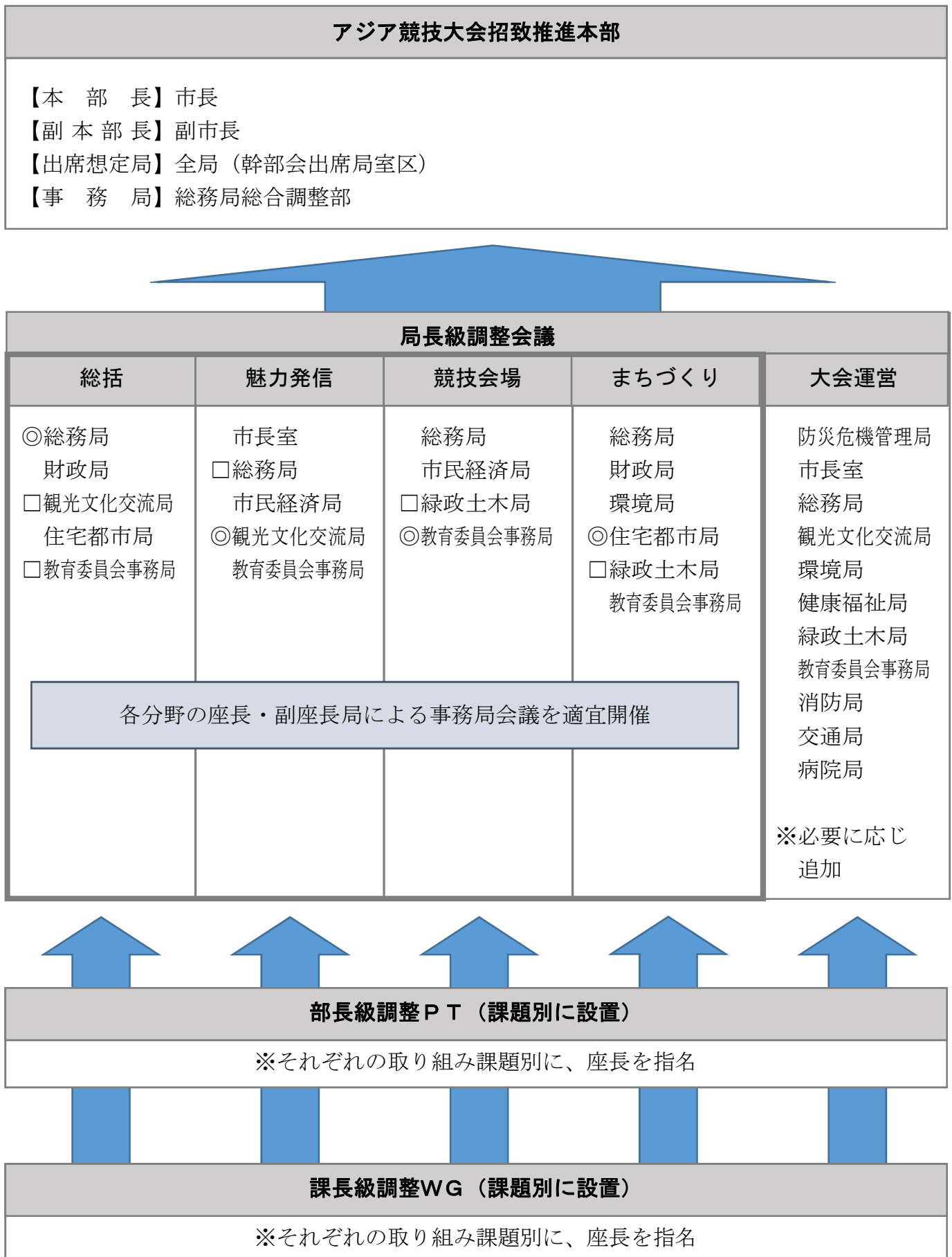
- 7月20日から7月22日の間で、JOC・OCAによる視察が実施される予定となっている（「参考資料2」参照）。関係各局につきましては、今回の視察で招致を決めるという気持ちで、最善かつ万全の対応をしていただきたい。

表：課題と主な担当課（※ ◎：座長局 □：副座長局）

調整会議	課 題	主な担当課
総 括 ◎総務局 □観光文化 交流局 □教育委員会	県市負担割合の考え方、大会運営費や施設整備費など大会総額の算定・考え方（財政フレームの構築）	総務局総合調整室 財政局財政課
	各調整会議に係る調整	総務局総合調整室 教育委員会スポーツ振興課 住宅都市局まちづくり企画課 観光文化交流局ナゴヤ魅力向上室
	7月21日 JOC・OCA 視察対応	総務局総合調整室 教育委員会スポーツ振興課 観光文化交流局 MICE 推進室
	8月26日 所管事務調査の対応	総務局総合調整室
	開催構想 ver.2 のオーソライズの手法、発表方法等の調整	総務局総合調整室
	8月下旬 招致委員会開催に係る調整	総務局総合調整室
	9月13日 JOC 理事会対応	総務局総合調整室
	9月定例会招致決議	総務局総合調整室
	9月定例会補正予算	総務局総合調整室
	9月25日 OCA 総会対応	総務局総合調整室
	組織委員会設置（法人化）に向けた検討・調整	総務局総合調整室 総務局行政改革推進室
	開催構想 ver.2 の競技会場に係る調整 ・瑞穂競技場等 ・東山公園テニスセンター ・吹上ホール ・ポートメッセなごや ・県有施設、民間施設	教育委員会スポーツ振興課 緑政土木局企画経理課 市民経済局企画経理課 観光文化交流局 MICE 推進室 総務局総合調整室
競 技 場 ◎教育委員会 □緑政土木局	瑞穂競技場改築に係る検討、調整	教育委員会スポーツ振興課
	瑞穂競技場改築に係る県補助金の検討、調整	教育委員会スポーツ振興課 財政局財政課
ま ち づ く り ◎住宅都市局 □緑政土木局	開催構想 ver.2 の選手村に係る調整	住宅都市局まちづくり企画課 財政局資金課
	選手村建設の事業スキームの検討	住宅都市局まちづくり企画課
	アジア競技大会後の選手村の活用方策	住宅都市局まちづくり企画課 総務局企画課
魅 力 発 信 ◎観光文化 交流局 □総務局	アジア競技大会の PR の検討	観光文化交流局ナゴヤ魅力向上室
	大会開催の機運醸成の検討	観光文化交流局ナゴヤ魅力向上室
大 会 運 営	招致決定後に、大会開催に向け改めて所管局も含め全庁的に議論	

※網掛けは、招致決定後も引き続き検討が必要な事項

◆名古屋市アジア競技大会招致推進本部の体制について



アジア競技大会愛知・名古屋招致委員会 設立趣意書

アジア競技大会は、インドのネルー初代首相の提唱により、第二次世界大戦後まだ間もない1951年、戦禍によって引き裂かれたアジア諸国の絆を、スポーツを通じて取り戻し、アジアの恒久平和に寄与したいとの願いを込めて、我が国を含む11か国の参加のもと、第1回大会がニューデリーで開催されることになった。

以来、幾つもの困難を乗り越えて発展を続け、スポーツにより友情を育み、多様性を認め合うことを通じて、アジアの恒久平和に寄与する一大イベントとなっている。

こうした中、2026年に開催予定の「第20回アジア競技大会」を、愛知・名古屋へ招致することができれば、アジアのスポーツの発展や友好と平和の促進に寄与することとなる。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催によるスポーツへの関心の高まりを引き継ぐ、日本のスポーツ界の次なる大きな目標となる。

さらには、2027年度のリニア開業のインパクトを活かした交流人口の拡大や国際競争力の強化など、愛知・名古屋はもとより、日本全体の成長への貢献にもつながり、非常に大きな意義を有するものと考えている。

よって、愛知・名古屋での「第20回アジア競技大会」の開催の実現に向け、行政、議会、スポーツ団体、経済界等の地域の総力を結集し、招致活動を強力に展開するため、ここに「アジア競技大会愛知・名古屋招致委員会」を設立する。

平成28年7月7日

アジア競技大会愛知・名古屋招致委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、アジア競技大会愛知・名古屋招致委員会（以下「招致委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 招致委員会は、2026年に開催が予定される第20回アジア競技大会を愛知県及び名古屋市に招致することを目的とする。

（事業）

第3条 招致委員会は、次の事業を行う。

- (1) 第20回アジア競技大会の招致活動
- (2) 第20回アジア競技大会の招致に関する機運醸成
- (3) その他前条の目的を達成するため必要な事業

（組織）

第4条 招致委員会は、別表に定める委員で組織する。

2 委員の任期は、招致委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

（役員）

第5条 招致委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 副 会 長 3名

2 会長は、愛知県知事をもって充てる。

3 会長代行は、名古屋市長をもって充てる。

4 副会長は、公益財団法人愛知県体育協会会長、愛知県商工会議所連合会会長及び一般社団法人中部経済連合会会長をもって充てる。

（職務）

第6条 会長は、招致委員会を代表し、会務を統括する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副会長は、会長代行とともに会長を補佐する。

（名誉会長等）

第7条 招致委員会に、名誉会長、顧問及び参与（以下「名誉会長等」と

いう。)を置くことができる。

2 名誉会長等は、会長が委嘱する。

3 名誉会長等は、会長の求めに応じて助言をすることができる。

4 名誉会長等の任期は、招致委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

(会議)

第8条 招致委員会は、会長が招集する。

2 招致委員会においては、会長が議長となる。

3 招致委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 招致委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議に出席しない委員は、書面で、又は代理人によって表決することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

6 第3項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、委員による書面表決をもって招致委員会の議決とすることができる。

7 会長は、必要と認めるときは、招致委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、招致委員会の議決すべき事項について、緊急を要するとき、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の招致委員会において報告しなければならない。

(事務局)

第10条 招致委員会の事務局は、愛知県振興部スポーツ振興課及び名古屋市総務局総合調整部に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第11条 招致活動に要する経費は、各委員の個別の活動にあつては当該委員の所属する団体が、これ以外の活動にあつては愛知県及び名古屋市が負担する。

2 愛知県及び名古屋市の負担割合は、愛知県知事及び名古屋市長が別に

定める。

（雑則）

第12条 この規約に定めるもののほか、招致委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年7月7日から施行する。

別表（第4条関係）

愛知県知事
名古屋市長
公益財団法人愛知県体育協会会長
愛知県商工会議所連合会会長
一般社団法人中部経済連合会会長
愛知県議会議長
名古屋市会議長
愛知県市長会会長
愛知県町村会長
愛知県市議会議長会会長
愛知県町村議会議長会会長
公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会副理事長 （名古屋市体育協会会長）
愛知県商工会連合会会長
日本労働組合総連合会愛知県連合会会長
公益財団法人愛知県国際交流協会会長
公益財団法人名古屋国際センター理事長
一般社団法人愛知県観光協会会長
公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー理事長

設立当初の役員及び委員等(案)

【役員(会長、会長代行、副会長)及び委員】

区 分	職 氏 名
会長	愛知県知事 大村 秀章
会長代行	名古屋市長 河村たかし
副会長	(公財)愛知県体育協会会長 大村 秀章
	愛知県商工会議所連合会会長 岡谷 篤一
	(一社)中部経済連合会会長 豊田 鐵郎
委 員	愛知県議会議長 鈴木 孝昌
	名古屋市会議長 加藤 一登
	愛知県市長会会長 鈴木 淳雄
	愛知県町村会長 久野 時男
	愛知県市議会議長会会長 堀江 正栄
	愛知県町村議会議長会会長 森川 元晴
	(公財)名古屋市教育スポーツ協会副理事長 (名古屋市体育協会会長) 宇佐美義光
	愛知県商工会連合会会長 森田 哲夫
	日本労働組合総連合会愛知県連合会会長 土肥 和則
	(公財)愛知県国際交流協会会長 神田 真秋
	(公財)名古屋国際センター理事長 矢野 秀則
	(一社)愛知県観光協会会長 河野 英雄
	(公財)名古屋観光コンベンションビューロー理事長 堀崎 亘

※【顧問】については、地元選出国會議員に依頼中

※【参与】については、地元企業やマスメディアに依頼中

アジア競技大会の招致に向けた取組について

2016年

3月30日 JOCが、第20回アジア競技大会の国内立候補都市の公募を開始
(5月13日締め切り)

5月11日 愛知県と名古屋市が共同で立候補することを表明

5月13日 大村知事と河村市長が、JOC竹田会長に立候補意思表明書を提出

5月18日 県内市町村長及び関係競技団体代表者会議

5月30日 「第20回アジア競技大会開催構想 Version.1」をJOCへ提出(参考資料)

7月7日 アジア競技大会愛知・名古屋招致委員会設立総会、第1回委員会

7月 JOC及びOCAによる現地視察

8月末頃 開催構想(OCA総会用)作成

8月末頃 アジア競技大会愛知・名古屋
招致委員会第2回委員会

9月13日 JOC理事会において、国内候補都市
が決定

9月25日 OCA総会(ベトナム・ダナン)に
おいて立候補意思表明予定

